(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名大鰐町(都道府県: 青森県)本事業の担当部局名企画観光課

事業	·	<u> </u>	結婚新生活支援事業								
区		分	結婚新生活支援								
関連	関連事業メニュー 4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)										
個別	別 事 業 名 結婚新生活支援事業						新規/継続 (一般財源での 実施も含む) 継続				
実施期間			交付決定	≧日 ~	- 令	和6年3月31日	事業開始年度	令和3	年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1			1,500,000 円								
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け ※(注)2			(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 当町は、令和3年の婚姻数が18件、婚姻率が2.1と、全国の婚姻率(4.1(令和3年))及び青森県の婚姻率(3.1(令和3年))と比較しても低い状態にあることから、早急に対策を講じる必要があり、弘前圏域定住自立圏の関係市町村と連携して婚活支援事業を実施しているが、婚活イベントへの圏域参加者数が少なく、直接的に成果に結びついていない状況である。 今後は、結婚を希望している者の結婚の実現の他、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、本事業を実施し、支援体制を充実させる必要がある。 <本個別事業の位置付け> 「まち・ひと・しごと創生第2期大鰐町総合戦略」において、基本目標2に、結婚・出産・子育てなど「お若い世代の希望」を実現するべく、本事業を位置付けしている。 (本個別事業における現状と課題)								
1. 概要											
	【補助対象		夫婦の合計所得が	ГЛ	自治体独自						
	・所得要件		500万円未満 夫婦ともに婚姻日における年齢		基準の場合 自治体独自						
	·年齢要件 【補助上限額	[]	が39歳以下の世帯 基準の場合								
個	29歳以下 🗸		各費用に係る合計が60万円		自治体独自 基準の場合						
別事 業	39歳以下 の場合	V	各費用に係る合計が30万円		自治体独自 基準の場合						
の内容	【対象費目】 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	家賃 事件】	□	費用	V	リフォーム費用	V	引越費用			
	2. 申請見込 3 世帯 上記のうち ともに29歳以下 2 世帯 【積算根拠】 上記のうち ともに29歳以下 2 世帯 2件(ともに29歳以下の支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)+1件(ともに39歳以下の支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=1,500千円 【令和4年度申請状況】 「令和3年人口動態統計」令和3年大鰐町婚姻届受付件数 18件ただし、18件のうち、予算の制約により、今回の対象世帯は3件とする。 【令和4年度申請状況】 ②継続補助見込 継続補助実施の有無 無 世帯 月込世帯数 対象経費支出予定額 世帯 3. 広報の実施予定 世帯										
	町広報紙へ										

		単位	- I= I+				
少子化対策全体の重要	KPI項目		目標値	現状値			
業績評価指標(KPI)及び	•合計特殊出生率		令和7年:現状より増加	平成30年:0.93			
定量的成果目標 ※(注)4	・婚活イベントへの圏域参加者数	人	令和7年:150人	平成30年:103人			
	•出生数	人	令和7年:現状より増加	平成30年:30人			
	項目		直近の実績				
参考指標	合計特殊出生率	平成30年:		E : 0.93			
※(注)5	婚姻件数		令和3年:18件				
	婚姻率		令和3年:2.1				
	KPI項目	単位	目標値	現状値			
個別事業の重要業績評	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	0			
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	0			
成果目標 ※(注)6	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援され						
	ていると感じた世帯の割合」	%	80	0			
他自治体との連携・役割 分担の考え方及び具体 的方法 ※(注)7							
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 町内施設(観光・温泉施設)と連携し、本事業のチラシを配架する。							

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書 等)を添付すること
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載 不要。
- ・一〇では、これでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体 像及びその中での本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記 載不要)
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載する こと。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成 果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載 すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入するこ یے